

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 県税外収入金徴収吏員証の交付
- 県税外収入金滞納者財産差押票の交付
- 米飯提供業者の登録
- 公有水面埋立の追認
- 土地の公用廃止
- 肥料の登録
- 家畜人工授精師の免許
- ◇公安規則 道路交通取締法施行細則の一部改正
- ◇正誤 昭和三十二年四月鳥取県告示第百六十号中訂正

告示

鳥取県告示第百九十号
督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月

鳥取県規則第百三号）第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十二年四月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職名 氏 名 番号 交付年月日
主事 福田 豊 一四七 昭和三十二年四月十二日

鳥取県告示第百九十一号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三号）第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十二年四月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職名 氏 名 番号 交付年月日
主事 福田 豊 一四七 昭和三十二年四月十二日

鳥取県告示第百九十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定にもとづき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年四月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	氏名	名称又は屋号	住居	営業の場所	登録小売販備考
六九九	広岡密枝	広珍軒	米子市博労町一の一四三	住所に同じ	米子食糧博労町営業所 一般食堂
七〇〇	手島清子	マツヤ	中町一五の四		船越 尙治
七〇一	岸田りか	いなば屋	鳥取市東品治町		浜田 昇一
七〇二	三谷さき	三谷旅館	吉岡温泉町六五七		吉岡農協 旅館
七〇三	藤井美恵子	とり天	吉方		民木 元造 一般食堂

鳥取県告示第百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定により次のように昭和三十三年四月十七日公有水面埋立の追認をした。

昭和三十三年四月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 埋立追認の場所
 東伯郡東郷町大字松崎字上町五六四番地および同町五〇九番一地、同中町四三四番二地、同新町三八七番地、および同町三五八番地先東郷池

- 一 埋立追認の面積 四八七坪七合九勺
- 一 埋立追認の目的 公共施設用地造成
- 一 埋立の追認を受けた者
 東伯郡東郷町長 松田昌造

鳥取県告示第百九十四号

次の土地は、その用途を廃止する。

昭和三十三年四月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 倉吉市下田中字屋敷一四五番一地主道路敷六坪五合四勺
 （関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年四月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者
鳥取県第二五四号	東郷水稲一号複合肥料	アンモニウム性窒素 九・〇〇 水溶性リン酸 一・一五 水溶性カリ 一・一五	東伯郡東郷町 東郷農業協同組合 字国信一三五 組合長理事 益田安藏
鳥取県第二五五号	東郷水稲二号複合肥料	窒素全量 九・〇〇 可溶性リン酸 一・一五 水溶性カリ 一・一五	同上

鳥取県告示第九十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許をした。
昭和三十二年四月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

免許番号 家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類 住所 氏名

- 四一九 牛 倉吉市字穴窪六八番地 池田 守
- 四二〇 めん、山羊 西伯郡会見町田住四三五番地 小林 稔 明
- 四二一 " 伯仙町石州府四一七番地 山根 久 治
- 四二二 牛 " 岡山市岩田町一〇二番地 井田 昭
- 四二三 " " 米子市上新印三〇〇番地 奥田 昭 一
- 四二四 " " 日野郡根雨町大字本郷一、三四五番地 松本 勝 美

公安委員会規則

道路交通取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年四月二十三日

鳥取県公安委員長 堀安成 文
鳥取県公安委員会規則第五号

道路交通取締法施行細則の一部を改正する規則

道路交通取締法施行細則（昭和三十年四月鳥取県公安委

員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第二号を次のように改める。
二 写真（申請前六カ月以内に撮影した上三分身像、脱帽、無背影の明確な無台紙のものであつて裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの以下同じ。）
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和三十二年四月鳥取県告示第百六十号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁	行	段	誤	正
一四	始めから	三	焼山下毛蔵	焼山下モ蔵
二二	終りから	二	敲鏡	巖鏡
二二	終りから	三	敲鏡	巖鏡
二二	終りから	四	敲鏡	巖鏡
二二	終りから	五	一、五三〇ノ一九	一、五三〇ノ一九

二四	始めから	三	七、二〇〇〇	〇二〇〇
二五	終りから	六	四 爪葉沢	爪葉沢

